各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)

令和2年度子育で世帯への臨時特別給付金の実施に当たり公務員の所属庁で行う 事務について

令和2年4月20日に決定された緊急経済対策において、「子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」とされたことを踏まえ、今般、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」(令和2年5月1日付け府子本第575号当職通知)により、子育て世帯への臨時特別給付金支給要領を定め、各都道府県知事宛て通知したところです。

つきましては、子育て世帯への臨時特別給付金(以下「子育て特別給付金」という。)の 円滑な事業実施を図る観点から、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)第 17 条第 1 項に規 定する公務員であって、同法による児童手当(以下「児童手当」という。)の支給を受ける 者(以下「公務員児童手当受給者」という。)が所属する所属庁(以下「所属庁」という。) において実施していただく事務について、下記のとおり定めましたので通知いたします。当 該事務の実施につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

また、本通知につきましては、管内市町村(特別区を含む。)及び関係機関等に対しても 周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(平成22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的助 言に当たるものです。

記

第一 所属庁における事務の概要等

子育で特別給付金の支給対象者は、令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。)における令和2年4月分の児童手当の受給者及び令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)又は中学校修了前の施設入所等児童(同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。)が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことに

より児童手当を受給すべき事由が消滅した者とし、原則として、当該4月分(同年3月分を含む。以下同じ。)の児童手当を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)から当該支給対象者に対して子育て特別給付金の支給を行うものである。

一方で、市町村においては公務員児童手当受給者の児童手当の受給状況を把握していないため、各所属庁において、次の事務を実施することにより、市町村における円滑な支給事務の実施を図るものである。

- ① 子育て特別給付金の支給対象となり得る公務員児童手当受給者に対して、公務員児童手当受給者用全国統一申請書(以下「申請書」という。)様式を配付すること。
- ② 子育て特別給付金の支給対象となり得る公務員児童手当受給者に対して、基準日における令和2年4月分の児童手当の受給状況等を証明すること。
- ③ 子育て特別給付金の支給対象となり得る公務員児童手当受給者に対して、当該公務員児童手当受給者の基準日における住所地の市町村へ子育て特別給付金の支給の申請を行うよう勧奨すること。

第二 所属庁における事務の実施方法等

1 申請書様式の配付事務

公務員児童手当受給者による子育て特別給付金の支給の申請は、別紙様式の申請書 様式により行うこととする。

所属庁においては、子育て特別給付金の支給対象となり得る公務員児童手当受給者に対して当該申請書様式を配付するとともに、必要事項を記載し、児童手当現況届等と併せて当該所属庁に提出するよう周知する。

2 児童手当の受給状況の証明事務

(1)証明方法

所属庁においては、公務員児童手当受給者が令和2年4月分の児童手当の受給者である場合は、公務員児童手当受給者から提出された必要事項記載済みの申請書について、記載内容を確認の上、同月分の児童手当の受給者であること等の証明を行うため、「公務員児童手当受給状況証明欄」に必要な事項を記載等して、当該公務員児童手当受給者に交付する。

なお、当該公務員児童手当受給者が令和2年4月分の児童手当の受給者でない場合は、基本的に子育て特別給付金の支給対象ではないことを伝え、申請書を返却する。

(2) 証明時点

証明を行う時点は、子育て特別給付金の基準日とし、各公務員児童手当受給者の 令和2年4月分の児童手当の受給状況等について証明する。

(3) 証明者

証明は、公務員児童手当受給者の児童手当の認定権者(認定権限を委任している場合は、委任を受けている者を含む。)を基本とする。

ただし、これにより難い場合は、証明者として適当な者とする。

(4) 証明済みの申請書の交付時期

証明済みの申請書は、各所属庁において交付の準備が整い次第、適切な時期に交

付する。なお、市町村における申請受付期間を考慮し、令和2年6月までに交付することが望ましい。

3 公務員児童手当受給者への申請勧奨事務

市町村においては、公務員児童手当受給者を把握していないことから、公務員児童手 当受給者に対して個別に申請を勧奨することは困難である。

このため、公務員児童手当受給者に対し、その所属庁において、留意事項や広報用チラシを用いるなどして適時に個別の申請勧奨を行うこととする。勧奨に当たっては、特に次の事項を併せて周知することとする。

- ・ 子育て特別給付金の申請方法
 - ※ 申請は申請書様式で行い、市町村に申請する前に所属庁の証明が必要である旨 を特に周知する。
- 子育て特別給付金の支給対象者の範囲
 - ※ 令和2年4月分の児童手当の受給者が原則となる。加えて、平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた児童(いわゆる令和2年4月より高等学校等に進学する児童)の父母等は令和2年3月分の児童手当の受給者であることをもって、子育て特別給付金の受給者となる。
- ・ 子育で特別給付金の支給の申請は、基準日における住所地の市町村に対して行うこと(基準日の翌日以後に転出入した場合でも、基準日における住所地の市町村へ申請すること)
 - ※ 申請書の「申請・請求者の住所(令和2年3月31日(又は同年2月29日)時 点の住民票所在地)」欄に記載された市町村(現住所と同じ場合は、現住所の市 町村)へ申請することを周知する。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の中で、感染防止のため、市町 村への申請については、郵送等により行うことが望ましいことを周知する。
- ・ 子育て特別給付金の支給の申請受付期間は市町村ごとに異なるが、令和2年6月から同年9月までとする市町村が多いと考えられるため、所属庁から証明済みの申請書が交付された後、速やかに申請先の市町村のホームページ等により申請手続等を確認し、申請すること
- ・ 公務員児童手当受給者が子育て特別給付金の支給の申請を行った市町村からその所属庁に対して申請書の記載事項について照会があった場合は、申請書の記載事項の範囲内で回答すること

4 その他

申請書に証明を行った公務員児童手当受給者に係る令和2年4月分の児童手当の受給状況等の情報については、申請先となる市町村からの照会等に対応できるよう、適切に管理されたい。

公務員

子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)

, 市区町村 受付印

令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在市区町村

プルダウンから選択してください 自動計算します。

1. 申請•請求	者
----------	---

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日			申請・請求者の現住所
		_		1	
(F)		年		日	電話()
*記名押印に代えて署名することができます。	所属厅 ————————————————————————————————————			申請·請求者の住所 (令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要	
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請	します。				

2. 対象児童

令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。 ※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

市区町村長殿

	(一) スポッカンの主」の中国により、これのは、大阪とり、木のといっという。										
No.	(フリガナ) 氏 名	続 柄	性 別	生	年 月	日	平成16年4月2 日~平成17年4 月1日生まれの 児童	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)		
1				年	月	日					
2				年	月	日					
3				年	月	日					
4				年	月	日					
5				年	月	日					

[※]同居・別居の別については令和2年3月31日時点の状況を選択してください。

3. 申請額•請求額

対象児童数 人 申	請額·請求額 0 F
---------------	------------

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

公務員児童手当受給状況証明欄

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

>>性何終付の計争	の七(旧帝千半)	の記得判別の時期に	上の方)は証明されません。
X	(1) 九(足里干勻)	(/) PIT (字 市) DIV DIV IV IV 茶日 レノ	ての カルは計明されません。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る 令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の受給者であること等について証明します。

令和2年 月 日

証明者

印

証明事務担当 担当課(室)•担当係 電話番号 証明欄 附番

4. 受取方法

児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込み ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	ロ 座 番 号 (<u>右詰め</u> でお書きください。)	(フリガナ) ロ 座 名 義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約·同意事項】

- (1)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行う ことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める 期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時 特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(参考資料1)

新高校1年生以 新高校1年生以 31年生いて 31年年の 31日前の 31

令和2年4月分 (同年3月分を含む)の児童手当を 受給する方のお 名前を記入してく ださい。

令和2年3月31 日時点で中学校 修了前のお子さ んのお名前を記 入してください。

※令和2年4月1日 以後に生まれたお 子さんや平成16年 4月1日以前に生ま れたお子さんのお 名前は<u>記入しない</u> でください。

給付金の対象児 童の数を記入し てください。対象 児童の数は「2. 対象児童」に記 入された児童の 数になります。

(表)

記載要領

子育て世帯への臨時特別給付金 申請書(請求書) 公務員 市区町村 受付印 令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在市区町村 プルダウンから選択してください (*選択できる内容を表記しています) ●●市 市区町村長殿 自動計算します。 1. 申請•請求者 記入日 令和2年○月○日 (フリガナ) 氏 名 性別 生年月日 申請・請求者の現住所 明治·大正·昭和·平成 ▶●市××丁目△△番地 男·女 霞 太郎 年 0 月 0 日 電話 111(111) 1111 申請・請求者の住所 (令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在地) * 記名押印に代えて署名することができます。 所属庁 ※現住所と同じ場合は記入不要

内閣府

2. 対象児童

令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の支給対象児童(※)についる ※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

〇〇省(庁)、〇〇県、〇〇市、〇〇町、 〇〇村等と、所属先を記載してください。

□□市▲▲丁目□□番地

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年	月日	平成16年4月2 日〜平成17年4 月1日生まれの 児童	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	カスミ イチロウ 霞 一郎	子	男・女	<mark>平成,令</mark> 和 ○ 年 ○	月〇日	0	同·別	
2	カスミハナコ 霞 花子	子	男・女	<mark>平成,令</mark> 和 ○ 年 ○	月〇日	,	同・別	□□市▲▲丁目□□番地
3			男・女	<mark>平成,令</mark> 和 年	月 日		同‧剔	平成16年4月2日~平成17年4
4			男・女	<mark>平成,令</mark> 和 年	月 日		同・別	月1日生まれの児童の場合は、 〇をプルダウンから選択入してく
5			男・女	<mark>平成,令</mark> 和 年	月 日		同・別	ださい。

3. 申請額•請求額

対象児童数を入力すると×1万円で自動計算します。

対象児童数 2 人 申請額・請求額 20,000← 円

公務員児童手当受給状況証明欄

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者であること等について証明します。

令和2年 月 日

証明者

印

証明事務担当 担当課(室)·担当係 電話番号

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

証明欄 附番

この欄は、所属庁が記入しますので申請・請求者は記入しないでください。 特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)については、この給付金の支給対象者 とはならないため、所属庁による証明が行われず申請書が返却されますが、当該申請書による申請は しないでください。

4. 受取方法

児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込み ※振込先金融機関口座確認書類を<u>添付してください</u>。

受取口座を記入してください。

また、振込金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を必ず添付してください。

→【受取口座記入欄】

				•			
金融機関:	名	支	店	名	分類	ロ 座 番 号 (<u>右詰め</u> でお書きください。)	(フリガナ)
	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協			大東古庄			カスミタロウ
	2.並僅 6.漁励 3.信組 7.信漁連 4.信連	千代	田	▶•支店 ▶•支所 出張所	1普通	000000	霞 太郎
金融機関番号 〇〇〇〇		店番号	0	00			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

プルダウンから選択してください(*選択できる内容を表記しています)

【誓約·同意事項】

- (1)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める 期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時 特別例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しをここに貼付するか、申請書に同封して提出してくだ

さい。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

留意事項

* 申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等が必要(所属庁による令和2年4月分(又は3月分。以下同じ。)の児童手当の受給証明を受けることが必要)ですので、申請書に必要事項を記載の上、所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で、令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。)時点で住民票のある市区町村に申請してください。

【支給対象者について】

- 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
 - ※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。 「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方 (児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方)をいいます。
 - ・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

- 1. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。
- ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

- 監護する児童が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したこと又は死亡したことにより、 令和 2 年 4 月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和 2 年 3 月分の児童手当の支給を受けること をもって、支給対象者とします。
- 令和2年4月分(又は3月分)の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV 被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、【○○課】担当又は現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
- ・令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
- ・上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん(15歳に達する日以後の最初の3月 31日を経過したこと又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限 ります。)
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

○ 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請先について】

- 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。 令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市区町村が申請先に なりますのでご注意ください。
 - ※ 令和2年3月分の児童手当の対象となっているお子さんのみを監護している場合は、令和2年 2月29日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。
 - ※ 申請書の「申請・請求者の住所(令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在地)」の欄に記載した市区町村(現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村)に申請してください。

【申請方法等について】

- 所属庁から申請書の配布を受けた後、必要事項を記載の上、当該所属庁に記載済みの申請書を提出 してください。
- 所属庁は、申請者の令和2年4月分の児童手当の受給証明を行い、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に必要な事項を記載等して、申請者に交付します。
- 多くの市区町村の申請受付期間は、令和2年6月から同年9月までとなっていると考えられるので、申請書が交付された後、速やかに申請・支払方法等について申請先の市区町村のホームページ等を確認し、申請してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7 桁)」(通帳見開き下部に 以下のように記載されています。)をご記入ください。
 - ※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。

【店名】○○○(漢数字3桁)○○○(読み方)

【店番】○○○(数字3桁)【預金種目】○○預金【口座番号】○○○○○○(数字7桁)』

- ※ 「記号(5桁)、番号(8桁)」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座 をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【市区町村からの問合せについて】

○ 申請内容に不明な点があった場合、市区町村から問合せを行うことがありますが、ATM (現金自動 預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市区町村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、子育て世帯臨時特別給付金 を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、市区町村が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、【○○課】担当又は申請先の市区町村までお問い合せください。

職員の皆さまへ (参考資料2)

「令和2年度育て世帯への臨時特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の 一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。)時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方は、申請期間内に申請するようにしてください。

※申請書の「住所(令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在地)」の欄に記載した市区町村(現 住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村)に申請してください。

申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要ですので、<u>申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けた上で、</u>申請してください。

支給要件

■支給対象者

令和2年4月分の児童手当の受給者

- ※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。
- ※特例給付の受給者とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり 月額一律5,000円が支給される方)をいいます。

[児童手当 所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622 万円	833.3 万円
1人	660 万円	875.6 万円
2人	698 万円	917.8 万円
3人	736 万円	960.0 万円
4人	774 万円	1002.1 万円
5人	812 万円	1042.1 万円

(注)

- ○所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- ○扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額 (所得額ベース)は、1人につき38万円 (扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上 の者に限る)又は老人扶養親族であるとき は44万円)を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

- ※入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が 受けられない方についても、支給対象になり得るので、児童手当担当までご相談ください。
- ※監護する児童が4月から新高校1年生となっている場合等で、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。
- ※令和2年4月分(又は3月分)の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- ※令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、●●課までご相談ください。

■対象児童

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

支給要件

■支給額

対象児童1人につき10,000円

申請方法

申請受付窓口や申請方法は、各市区町村により異なりますが、多くの市区町村の受付期間は6月から9月までです。

所属庁から児童手当の受給証明を受けた後、速やかに申請してください。

■申請先 : 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村

- ※令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市が申請先になりますのでご注意ください。
- ※令和2年3月分の児童手当の対象となっているお子さんのみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。 ※申請書の「住所(令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在
- 地) 」の欄に記載した市区

町村(現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村)に申請してください。

- ■申請期間 : 申請先の市区町村に問い合わせてください。
- ■提出書類 : ①申請書
 - ●●課から配布します。

必要事項を記入の上、一度●●課にご提出ください。

- ●課で児童手当の受給証明をしてお返ししますので、その後、 市区町村に提出していただくこととなります。
- ②振込口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

給付金の受取方法

申請書に記載された児童手当振込口座等の指定の金融機関口座に入金されます。

注意事項

- ・原則として、申請期間外の申請や、申請先市区町村と異なる市区町村への申請は、受け付けられませんのでご注意ください。
- ・「申請書」は申請時まで大切に保管してください。
- ・「申請書」の記載事項について、申請を受け付けた市区町村から照会があった場合は、申請書の記載事項の範囲内で回答しますのでご了承ください。

<問い合わせ先>

○申請書について

●●●課 担当:●●、●●(内線0000)



